

みよし市訪問看護ステーション運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、みよし市病院事業の設置等に関する条例（昭和52年三好町条例第29号。以下「条例」という。）第3条の表に掲げる看護ステーションの管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 看護ステーションは、条例第4条第5項の規定に基づく訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「訪問看護」という。）を行うものとする。

2 看護ステーションが行う訪問看護は、疾病又は負傷により、家庭においてねたきり又はこれに準ずる状態にある老人及び居宅において継続して療養を受ける状態にある者の心身の特性を踏まえて、訪問看護利用者（以下「利用者」という。）の療養上必要な看護を適切に行うとともに、日常生活の充実に資するように行わなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 みよし市訪問看護ステーション
- (2) 所在地 みよし市三好町八和田山15番地

(職員及び職務)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	備 考
管理者	経験のある看護師	1名	0名	0名	看護職員と兼務
看護職員	看護師	5名	1名	3名	常勤兼務のうち1名は 管理者と兼務
	准看護師	0名	0名	0名	
理学療法士		0名	0名	0名	
作業療法士		0名	0名	0名	
言語聴覚士		0名	0名	0名	
事務職員		0名	1名	0名	

- (1) 管理者 管理者は、看護ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。
- (2) 看護職員等 看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による提供は、保健師又は看護師による訪問の回数を上回らない設定とする。

(業務時間及び休業日)

第5条 看護ステーションの業務時間及び休業日は、次のとおりとする。

(1) 業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 休業日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

エ 前3号のほか病院事業管理者が特に必要と認めた日

2 前項の規定にかかわらず、病院事業管理者が必要と認めるときは、業務時間外及び休業日においても業務を行うことができる。

（訪問看護の内容）

第6条 看護ステーションが行う訪問看護の内容は、次のとおりとし、主治医の指示に従って作成した訪問看護計画書又は居宅サービス計画によるものとする。

(1) 病状観察

(2) 清拭及び洗髪

(3) じょく瘡の処置

(4) 体位の交換

(5) カテーテル等の管理

(6) リハビリテーション

(7) 家族その他の介護者に対する指導等

（利用料その他の費用の額）

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、みよし市、豊田市、東郷町の区域とする。

（緊急時における対応）

第9条 職員は、訪問看護中に利用者の病状に急変その他緊急の事態が生じたときは、直ちに主治医に連絡し、その指示に従い必要な処置を講じ、主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送措置等の必要な処置を講じなければならない。

2 職員は、前項の処置を講じた場合は、主治医及び管理者に速やかに報告しなければならない。

（利用の申込等）

第10条 看護ステーションを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、みよし市訪問看護ステーション利用申込書（様式第1）を病院事業管理者に提出しなければならない。

2 病院事業管理者は、看護ステーションの利用を許可したときは、みよし市訪問看護ステーション利用決定・却下通知書（様式第2）を申請者に交付する。

（利用料の減免）

第11条 病院事業管理者は、利用者の属する世帯が次の各号に該当すると認められる場合は、利用

者の申請に基づき利用料を減免することができる。

(1) 生活保護世帯

(2) その他病院事業管理者が特に必要と認める世帯

2 前項の規定による利用料の減免を受けようとする利用者は、みよし市訪問看護ステーション利用料減免申請書（様式第3）を病院事業管理者に提出しなければならない。

3 病院事業管理者は、利用料の減免の可否を決定したときは、みよし市訪問看護ステーション利用料減免通知書（様式第4）により、利用者に通知するものとする。

（帳簿書類）

第12条 看護ステーションには、訪問看護を行うため必要な帳簿等を整備するものとする。

（委任）

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は病院事業管理者が別に定める。